

創立70周年記念保証

保証料率
0.1%
割引

Gリピート プラス保証

最大
7,000万円

7ヵ月間限定

おかげさまで群馬県信用保証協会は、令和元年10月に創立70周年を迎えます。
中小企業・小規模事業者の皆さまに感謝の気持ちをこめて創立70周年記念保証『Gリピートプラス保証』を創設いたしました。
保証料率を通常より0.1%割引し、最大で7,000万円までご利用いただけます。

1 1年の短期資金 期日一括返済

- 一括返済により月々の返済が軽減されます。
- キャッシュアウトを抑え、資金繰りの安定が図れます。

2 3年間は継続利用可能

- 1回目、2回目の更新は、要件に合致しない場合でも更新可能です。
- 3年経過後も、要件に合えば継続利用が可能です。

3 更新により4年目以降も利用可能

- 要件に合えば、継続して更新ができます。
- 一定期間、継続して利用することにより、安心して事業継続できる環境を整備できます。

4 長期分割への切替え可能

- 更新時に分割返済への切替えを希望する方、要件に該当しない方は、最大10年の分割返済も可能です。

初回
(資格要件確認)

1回目借換
(モニタリングのみ)

2回目借換
(モニタリングのみ)

3回目借換
(資格要件確認と
モニタリング)

4回目借換
(資格要件確認と
モニタリング)

初回 1年目

継続 2年目

継続 3年目

継続 4年目

継続 5年目以降

モニタリング実施により、1回目、2回目の
更新(借換)は資格要件の確認不要

ご利用にあたっては、金融機関および当協会の審査があります。

対象者 (資格要件)	次のすべての要件を満たす中小企業・小規模事業者(法人) (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている方。 (2)申込金融機関において、プロパー融資の残高がある方。 (3)直近の決算において、債務超過でない方。 (4)直近2期の決算において、いずれかの決算が経常利益を計上している方。 (5)借入金について、現在返済緩和を実施していない方。																																
資金使途	運転資金																																
保証限度額	7千万円(Gリピート保証との合計金額が直近決算の平均月商の2倍以内) ただし、既存の保証協会の保証債務残高との合計で1億5千万円の範囲内(初回取扱い時)																																
保証期間	1年以内	貸付利率	金融機関所定利率																														
返済方法	一括返済	担保	原則として不要																														
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。																																
保証料率	一般保証より一律0.1%割引した料率(下表のとおり)でご利用いただけます。 ただし、分割返済への借換時は通常の保証料率となります。 <table><tr><td>区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>本制度</td><td>1.80%</td><td>1.65%</td><td>1.45%</td><td>1.25%</td><td>1.05%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td></tr><tr><td>一般保証</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> 会計参与設置等の割引(0.1%)も併用いただけます。 ※保証料率区分は、企業の決算書をCRD(中小企業信用リスク情報データベース)のリスク評価システムを活用して決定されます。			区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	本制度	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	一般保証	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																								
本制度	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%																								
一般保証	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																								
期日到来時	(1)更新 ①更新の方法は、新規保証での借換となります。 ②更新時、金融機関によるモニタリングの報告書を提出していただきます。 ③3回目以降の更新については、1年ごとに資格要件の確認を行い、要件を満たすことができれば、更新できます。資格要件を満たすことができない場合は下記(2)(3)のいずれかの対応をしていただきます (2)長期分割返済への借換(期間10年以内、据置なし) (3)自己資金による完済																																
留意点	・取扱期間は令和元年6月1日～12月27日です。 ・本制度のご利用は1企業につき1口限りです。 ・Gリピート保証のご利用の有無に拘わらず、本制度をご利用いただけます。 ・通常の保証申込書類のほか、申込人資格要件確認書を添付していただきます。 ・保証審査の結果、ご希望に添えない場合があります。																																

ご不明な点は当協会の本店・各支店までお気軽にお問合せください。

本店	保証統括部	保証推進課	TEL 027-231-8875	前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階
	営業部	保証第一課	TEL 027-231-8818	
		保証第二課	TEL 027-231-8819	
高崎支店		保証第一・二課	TEL 027-362-7733	高崎市問屋町二丁目7番地2
桐生支店		保証課	TEL 0277-43-6211	桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階
太田支店		保証課	TEL 0276-48-8811	太田市飯田町1180番地

